

試合観戦契約約款の新旧比較表

(下線部分が改訂箇所)

旧	新
第8条（禁止行為） 何人も、以下の行為を行ってはならない。 ① 正規入場券により指定された座席以外の座席を占拠し、又は、通路、階段、出入口等でたむろしもしくは観戦する行為 ② 自らの試合観戦に不要な自由席や立ち見エリア等を確保する行為 ③ フラッシュ、光線、その他これらに類するものを使用した試合妨害の虞のある行為 ④ 球場の施設及び物品の毀損行為 ⑤ 物品販売、宣伝広告、アンケート又はチラシの配布その他これらに類する行為 ⑥ 他の観客及び監督、コーチ、選手、主催者及びその職員等、販売店その他の球場関係者への威嚇、作為又は不作為の強要、暴力、誹謗中傷その他の迷惑を及ぼす行為 ⑦ 座席の確保、応援、観戦その他に関し他の観客に対し金品その他の利益を求める行為 ⑧ グラウンドへの乱入、客席、コンコース、グラウンド等への物品の投げ入れ、フェンス、ダグアウト、柵、手すり、ネット等へのよじ登り又はぶら下がり行為、グラウンド内に身を乗り出す行為、その他自己又は他人の生命、身体、財産に危険を及ぼす虞のある行為 ⑨ グラウンド、バックスクリーンその他の立入禁止場所への立入行為 ⑩ 宴会、パーティ、賭博、麻雀、その他試合観戦にふさわしくない行為 ⑪ みだりに球場外で氣勢を上げ騒音を出す行為 ⑫ 球場管理者の定める球場管理に関する規則又は球場での掲示その他の方法で告知された注意事項に違反する行為 ⑬ 試合の円滑な進行又は他の観客の観戦を妨げ又は妨げる虞のある行為 ⑭ 入場券を犯罪の用に供する行為 ⑮ ボール等の追いかかけ、その他理由の如何を問わず、他の観客に損害を及ぼしうる行為 ⑯ 主催者の職員等の指示に反する行為 2 前項の規定に違反した者（団体の場合はその構成員全員。本項において以下同じ）又は主催者の職員等がこれに準じた相当の理由があると判断した者は、身分証明書の提示、顔写真の提示その他主催者の職員等の指示する事項に従わなければならない。	第8条（禁止行為） 何人も、以下の行為を行ってはならない。 ① 正規入場券により指定された座席以外の座席を占拠し、又は、通路、階段、出入口等でたむろしもしくは観戦する行為 ② 自らの試合観戦に不要な自由席や立ち見エリア等を確保する行為 ③ フラッシュ、光線、その他これらに類するものを使用した試合妨害の虞のある行為 ④ 球場の施設及び物品の毀損行為 ⑤ 物品販売、宣伝広告、アンケート又はチラシの配布その他これらに類する行為 ⑥ 他の観客及び監督、コーチ、選手、主催者及びその職員等、販売店その他の球場関係者への威嚇、作為又は不作為の強要、暴力、誹謗中傷その他の迷惑を及ぼす行為 ⑦ 座席の確保、応援、観戦その他に関し他の観客に対し金品その他の利益を求める行為 ⑧ グラウンドへの乱入、客席、コンコース、グラウンド等への物品の投げ入れ、フェンス、ダグアウト、柵、手すり、ネット等へのよじ登り又はぶら下がり行為、グラウンド内に身を乗り出す行為、その他自己又は他人の生命、身体、財産に危険を及ぼす虞のある行為 ⑨ グラウンド、バックスクリーンその他の立入禁止場所への立入行為 ⑩ 宴会、パーティ、賭博、麻雀、その他試合観戦にふさわしくない行為 ⑪ みだりに球場外で氣勢を上げ騒音を出す行為 ⑫ 球場管理者の定める球場管理に関する規則又は球場での掲示その他の方法で告知された注意事項に違反する行為 ⑬ 試合の円滑な進行又は他の観客の観戦を妨げ又は妨げる虞のある行為 ⑭ 入場券を犯罪の用に供する行為 ⑮ ボール等の追いかかけ、その他理由の如何を問わず、他の観客に損害を及ぼしうる行為 ⑯ 主催者の職員等の指示に反する行為 <u>⑰ 本項各号に定める行為を共同で行い、又は教唆、ほう助する行為</u> 2 前項の規定に違反した者（団体の場合はその構成員全員。本項において以下同じ）又は主催者の職員等がこれに準じた相当の理由があると判断した者は、身分証明書の提示、顔写真の提示その他主催者の職員等の指示する事項に従わなければならない。

第11条（販売拒否対象者の指定） 持込禁止物を持ち込んだ者、禁止行為に違反した者、禁止された応援行為を行った者、その他本プロ野球約款に違反した者、本プロ野球約款に関する手続で虚偽又は誤解を招く申述をした者（これらの行為をした者が団体である場合にはその構成員）で、主催者が当該行為を悪質であると判断するとき、主催者は、当該違反者（違反者が団体の場合にはその構成員）を第3条の販売拒否対象者として指定する。 2 前項の場合において、当該違反者が応援を行う団体に所属する場合、主催者は、事情により、当該団体の構成員及び当該団体と同一の連合組織に属する他の団体の構成員及び当該違反のときに構成員であった者につき、第3条の販売拒否対象者として指定する。 3 第3条1号乃至7号及び9号に該当する者が応援を行う団体に所属する場合、主催者は、事情により、当該団体の構成員、当該団体と同一の連合組織に属する他の団体の構成員並びに当該該当者と同時期に同一の団体又は連合組織に所属したことがある者につき、第3条の販売拒否対象者として指定する。 4 何人も、主催者の前3項の判断に何ら異議を出すことはできない。 5 本条1項、2項又は3項の指定を受けた者は、身分証明書の提示、顔写真の提示その他主催者の職員等の指示する事項に従わなければならない。 6 主催者は、本条1項、2項又は3項の指定を受けた者が、その行為を反省し、今後当該違反行為の虞がないと認めた場合、プロ野球暴力団等排除対策協議会における協議を経たうえで、当該指定を解除することができる。 7 主催者は、前項の指定解除に関する判断のために必要と認めるときは、特定の試合又は特定の期間の試合につき経過観察の期間を設け、当該期間内の観戦又は応援の態度が良好であったことを条件とすることができる。	第11条（販売拒否対象者の指定） <u>第5条1項各号</u>の持込禁止物を持ち込んだ者、<u>第8条1項各号</u>の禁止行為に違反した者、<u>第9条1項各号及び2項</u>の禁止された応援行為を行った者、その他本プロ野球約款に違反した者、本プロ野球約款に関する手続で虚偽又は誤解を招く申述をした者（これらの行為をした者が団体である場合にはその構成員）で、主催者が当該行為を悪質であると判断するとき、主催者は、当該違反者（違反者が団体の場合にはその構成員）を第3条の販売拒否対象者として指定する。 2 前項の場合において、当該違反者が応援を行う団体に所属する場合、主催者は、事情により、当該団体の構成員及び当該団体と同一の連合組織に属する他の団体の構成員及び当該違反のときに構成員であった者につき、第3条の販売拒否対象者として指定する。 3 第3条1号乃至7号及び9号に該当する者が応援を行う団体に所属する場合、主催者は、事情により、当該団体の構成員、当該団体と同一の連合組織に属する他の団体の構成員並びに当該該当者と同時期に同一の団体又は連合組織に所属したことがある者につき、第3条の販売拒否対象者として指定する。 <u>4 第5条1項各号、第8条1項各号、第9条1項各号及び2項に違反する行為を集团的かつ継続的に行った者で、主催者が当該行為を悪質であると判断するとき、主催者は、当該違反者及びその集団に属する者を第3条の販売拒否対象者として指定する。</u> <u>5 本プロ野球約款に複数回以上違反した者で、執行猶予付き有罪判決以上の刑の言い渡しを受け、当該裁判の確定の日から5年を経過しない者につき、主催者は第3条の販売拒否対象者として指定することができる。</u> <u>6</u> 何人も、主催者の前<u>5項</u>の判断に何ら異議を出すことはできない。 <u>7</u> 本条1項<u>乃至5項</u>の指定を受けた者は、身分証明書の提示、顔写真の提示その他主催者の職員等の指示する事項に従わなければならない。 <u>8</u> 主催者は、本条1項<u>乃至5項</u>の指定を受けた者が、その行為を反省し、今後当該違反行為の虞がないと認めた場合、プロ野球暴力団等排除対策協議会における協議を経たうえで、当該指定を解除することができる。 <u>9</u> 主催者は、前項の指定解除に関する判断のために必要と認めるときは、特定の試合又は特定の期間の試合につき経過観察の期間を設け、当該期間内の観戦又は応援の態度が良好であったことを条件とすることができる。
---	--